

令和 6 年度 第 1 回 清瀬市都市計画審議会 議事録

【日 時】 令和 6 年 11 月 27 日（水） 10:00～10:30

【場 所】 本庁舎 3 階 庁議室

【出席者】 委 員 森田 正英 議会代表
佐々木 あつ子 //

香川 やすのり //

原田 克明 学識経験者

小山 勇二 //

山崎 聖 //

桑原 正慶 関係行政機関

中村 勝宏 市民代表

浅野 佳子 //

金子 しのぶ //

澁谷 和雄 //

【事務局】 田村 都市整備部長
新井 都市計画課長
磯野 都市計画課 都市計画係長
吉富 都市計画課 都市計画係

【欠席者】 小原 啓嗣 学識経験者
高橋 浩一 東村山警察署長
行川 勝義 清瀬消防署長

【議 事】

- (1) 東村山都市計画生産緑地地区の変更について
- (2) その他

部長	おはようございます。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。これより令和6年度第1回清瀬市都市計画審議会を開催させていただきます。 今回は任期満了後、はじめての審議会でございますので、会長が決まるまでの間、事務局であります都市整備部長の田村が進行を務めさせていただきます。 では、はじめに澁谷市長よりご挨拶をいただきたいと思います。
市長	おはようございます。本日はお忙しいところ、ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。 先ほど司会からもお話がありました通り、ここで改選をさせていただきます。昨年より引き続き務めていただく委員の皆様、今回の審議会より新たに就任いただきました委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。 皆様に審議会を開催する中で忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えております。 さて、本日の議題は、「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 以上を冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
部長	ありがとうございました。市長はこの後、ほかの公務が入っておりますのでここで退席させていただきます。 (市長退席)
部長	今回は今年の9月末をもって全委員の任期が満了したことに伴い、新たな委員体制での都市計画審議会になりますので、委員の皆さまより自己紹介をお願い出来ればと思います。順番はお手元でございます名簿順にお願いします。なお、4番の小原委員、9番の高橋委員、10番の行川委員は欠席のご連絡をいただいております。 それでは、1番の森田委員よりお願い申し上げます。 <委員紹介>
部長	ありがとうございます。次に事務局の紹介をいたします。 <事務局職員紹介>
部長	以上、事務局でございます。ここからは着座にて失礼いたします。 開催にあたり「会長及び職務代理者の選出について」でございます。清瀬市都市計画審議会条例第5条の規定に基づき、会長は互選により定めることとなっています。今までは、指名推薦という方法をとっておりましたがいかがでしょうか。
委員	(異議なし)

部長	ありがとうございます。それでは、指名推薦とさせていただきます。委員の中でどなたかご推薦される方はいらっしゃいますか。
委員	私は原田委員を推薦します。これまで会長として円滑な審議会運営をしていただいたので、今回もぜひ原田委員にお願いしたいと考えます。
部長	ご意見ありがとうございます。原田委員に、というお声が挙がりました。お願いしたいと思えますがいかがでしょうか？
委員	(異議なし)
部長	それでは原田委員。会長席の方へお願いします。一言ご挨拶をお願いします。
会長	はい、それでは改めまして原田でございます。前期から引き続きということで、滞りない審議会の進行に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。
部長	ありがとうございます。会長が決まりましたので、清瀬市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長に進行役をお願いします。引き続き、清瀬市都市計画審議会条例第5条第3項により、職務代理を指名していただきたいと思います。会長、お願いいたします。
会長	はい、職務代理につきましては、小山委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？
委員	(異議なし)
会長	ありがとうございます。そうしましたら、小山委員に職務代理をお願いします。一言ご挨拶をお願いします。
小山委員	はい、会長の補佐を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。それでは、本日の議題に移ります。 議題（１）「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」を事務局より説明をお願いします。
事務局	皆さま、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。都市計画課長の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。ここからは、着座にて失礼いたします。 事前に送付させていただきました資料でございますが、議題（１）「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」に関する資料として、 ・資料 1-1「東村山都市計画生産緑地地区の変更（清瀬市決定）」 ・資料 1-2「変更に係る生産緑地地区内訳表」

- ・資料 1-3「東村山都市計画生産緑地地区計画図（清瀬市決定）」
- ・資料 1-4「令和 6 年度 東村山都市計画生産緑地地区都市計画変更予定箇所図」

の以上 4 点となりますが、お手元にございますか。

不足している資料がございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、議題（1）「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明させていただきます。

資料 1-1「東村山都市計画生産緑地地区の変更（清瀬市決定）」をご覧ください。こちらの資料は生産緑地地区の変更内容を一覧にしたものです。

はじめに、第 1「種類及び面積」です。今回変更後の生産緑地地区の面積は約 153.87ha となっております。

続いてその下、及び裏面に続く第 2「削除のみを行う位置及び区域」をご覧ください。こちらは行為制限の解除及び公共施設等の設置により、今回削除する生産緑地の区域や面積等を記載しております。合計で 20 地区、削除面積は約 24,120 m²となります。

裏面の第 3「追加のみを行う位置及び区域」につきましては、今回新たに追加する生産緑地の区域や面積等を記載しております。合計で 3 地区、追加面積は約 610 m²となります。

ただいまご説明いたしました各表の左側・1 列目には、後ほど使用いたします資料 1-3 の図面番号を記載しております。

続きまして、資料 1-2「変更に係る生産緑地地区内訳表」をご説明させていただきます。

1 枚目の「1. 追加のみをするもの」をご覧ください。先ほど、資料 1-1 でご説明いたしました【第 3「追加のみを行う位置及び区域」】の追加にあたる部分について、その内訳を記載したものととなります。

ここでは計 3 地区において、追加を行う地番や地積等を記載しております。また、表の一番左側の番号は、生産緑地の地区番号となっております。

続いて、1 枚めくっていただきまして「2. 削除のみをするもの」をご覧ください。

こちら先ほど、資料 1-2 でご説明いたしました【第 2「削除のみを行う位置及び区域」】について、その内訳を記載しております。

20 地区において、削除を行う地番や地積等を記載しており、右から 2 番目の欄には、それぞれ削除する事由を記載しております。

続きまして、資料 1-3「東村山都市計画生産緑地地区計画図（清瀬市決定）」をご覧ください。

こちらにつきましては、今回、追加及び削除をした箇所の位置図となっております。

緑色で表示された部分が今回新たに追加する生産緑地、黒く塗りつぶされている部分については、今回削除する生産緑地となっております。

また資料 1-4「令和 6 年度 東村山都市計画生産緑地地区都市計画変更予定

	箇所図」は、市内全域を示した地図になっておりますので、併せてご確認ください。 最後に、生産緑地地区の変更後の地区数及び面積でございますが、昨年 12 月に告示しております、変更前の生産緑地地区が 240 地区、面積約 156.22ha に対しまして、今回削除及び追加により 239 地区、面積約 153.87ha となっております。 以上が、議題（1）「東村山都市計画生産緑地地区の変更について」に係る説明でございます。 なお、本案につきましては、都市計画法の規定に基づき、東京都との協議後、10 月 1 日から 10 月 15 日までの 2 週間、縦覧をいたしましたが、特にご意見はございませんでした。 今後、本都市計画審議会の諮問・答申を経まして、都市計画決定をしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございます。議題（1）についての説明が終わりましたので、質疑等をお受けさせていただきます。ご意見のある方は挙手願います。
会長	ございませんか。無いようでしたら、私から 1 点よろしいですか。 「削除のみ」の中で生産緑地地区の買取申出理由が「指定から 30 年以上経過のため」というものがいくつかございますけれども、これは特定生産緑地に移行しなかったとの認識でよろしいでしょうか。
事務局	はい、おっしゃるとおりです。
会長	ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。 はい、それでは質疑等ないようですので、ただいまの議題につきましては原案とおりの承認をいただくということでよろしいでしょうか。
委員	（異議なし）
会長	承認ということに決定しました。 なお、答申書につきましては会長に一任させていただきたいと思います。 続きまして、（2）「その他」についてですが、事務局より何かありますでしょうか。
事務局	はい、事務局から 1 点ございます。今回の議事録ですが、会長一任で決裁を取らせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上になります。
会長	ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。 ないようですので、これもちまして本日の都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。